

## 長岡京市障がい者基本条例（仮称）（案）の文体について

2017.7.20

事務局より提案された条例の文体は、『です』『ます』調の統一によって、「読む人に分りやすく身近に感じてもらいやすく工夫」されたということですが、分りやすい文章とは、敬体「です・ます」か常体「である・だ」かによって左右されるものではないと考えます。

難解な言葉をつかい、ワンセンテンスが長く、主語に対する述語になかなかとり着けない文章は、スムーズに読み進んでいくことができません。その結果、最後まで読み続けること自体がむずかしくなってしまいます。

-----  
(例) 第1条（第5回検討会議提案）

元の文章→  
「です・ます」

この条例は、障がいへの理解を深め、障がいのある人への差別を解消することに関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいのある人の自立と社会参加を支援するための施策を推進することにより、障がいのある人が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が得られるよう、障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らせる共生のまちを実現することを目的とします。

## ↓ 常体・平易な言葉にかきかえてみた

この条例は、障害のある人への差別をなくし、またそのために障害への理解を深めることについての基本的な考え方を定める。  
この考え方に基づいて、市の責務と市民および事業者の役割をはっきりと決めておく。また、障害者の自立と社会参加を支援するための、いろいろなとりくみも、この考え方を基本として進めていくこととする。  
それらの役割を果たし、とりくみを進めることによって、障害があっても社会の一員として生活すること、自分がどのように生きていくかを自分で決めること、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加できることをめざす。そのことによって、すべての人が支え合い、いっしょに安心して暮らせることを目的とする。

敬体にすると、すべての文末が「です」・「ます」のいずれかになるため、ともすれば平板で冗長な印象になります。

常体にすると、文末にさまざまなバリエーションが生まれ、強調するべきところ、明確に言い切るべきところなどの工夫が可能になります。

条例は明解に解釈されることが大切だと思いますので、端的に言い切る形の常体がのぞましいと考えます。文体について、なお検討をお願いします。